平成２８年（フ）第２７２１号
大阪府三島郡島本町江川２丁目28番１号
破産者　株式会社大国屋
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９７号
大阪府東大阪市北石切町13番５号
破産者　株式会社ｅ．サプライコーポレーション
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８１１号
大阪府八尾市福栄町１丁目２番地の２
破産者　株式会社アルバ
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０３４号
大阪府茨木市横江１丁目20番43号
破産者　トレシード株式会社
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０号
大阪府東大阪市中新開２丁目９番２号
破産者　有限会社エザイク
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６号
大阪市此花区西九条１丁目34番16号
破産者　合資会社冨喜
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８号
大阪府河内長野市西代町１番14号
破産者　有限会社ＮＥＫＫインターナショナル
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３号
大阪市北区豊崎３丁目２番１号
破産者　株式会社クリード
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８号
大阪市平野区流町３丁目１番５号
破産者　有限会社ＴＩＮＯ
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６号
佐賀県唐津市鏡1822番地12
破産者　株式会社灰野塗装
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５号
大阪市北区同心１丁目５番11号
破産者　株式会社アトラス
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３０号
大阪市浪速区湊町２丁目１番57号
破産者　合資会社揚利
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３号
堺市南区赤坂台５丁９番12号
破産者　有限会社光洋プランニング
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
徳島県徳島市東新町２丁目12番地
破産者　株式会社たくみ設計工房
１　決定年月日　平成29年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８５号
北海道小樽市稲穂３丁目４番５号
破産者　有限会社ケイ企画
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３１４号
群馬県伊勢崎市市場町１丁目24番地
破産者　株式会社つばくろ
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５６４号
東京都千代田区永田町２―10―２　ＴＢＲビル1102
破産者　株式会社ワールドエースカントリークラブ
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２７７号
東京都品川区東五反田１丁目10番７号
破産者　レスク株式会社
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２７８号
東京都大田区蒲田３丁目19―４―401、住民票上の住所東京都港区麻布台３丁目３―15―704
破産者　鈴木　大介
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８７８号
東京都杉並区高円寺南１丁目13―15―104
破産者　和田　直己
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００９号
東京都練馬区光が丘１丁目１番631号
破産者　半田亜希子（旧姓林）
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅３―403
破産者　有限会社ケイピイエス
１　決定年月日　平成29年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部